

新型コロナウイルス緊急包括支援事業（支援金・慰労金）について

京都府から新型コロナウイルス対応に係る支援金・慰労金の情報が発表されました。
下記京都府ホームページ等をご確認いただき、もれのないよう申請してください。

1 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金の支給について

(1) 対象・交付額

薬局（保険薬局に限る。） 70万円

(2) 対象経費

国の実施要綱に基づき、新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など、感染拡大防止対策や、診療体制確保等に要する費用。

詳しくは京都府ホームページをご覧ください。下記のコールセンターにお問い合わせください。

(3) 補助対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに講じた感染拡大防止対策や、診療体制確保等に要する費用。（各薬局等からの申請は1回限り）

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について

(1) 対象

居宅療養管理指導事業（薬局はみなし規定）で利用者と接する業務に従事した者（令和2年1月30日から同年6月30日の間に通算して10日以上「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に従事していること。）※利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。

(2) 支給額

一人5万円（一人につき申請は1回限り）

(3) 支給のための手続き

個人に対する慰労金ですが、原則として申請は薬局開設者ごとに行ってください。
（退職者には別途規程あり。）

3 申請の方法

両申請とも京都府国民健康保険団体連合会に、原則としてオンラインで申請します。

4 オンライン申請受付期間

令和3年2月26日（金曜日）17時まで（厳守）

（お問合せ先）

京都府慰労金・支援金コールセンター（開設時間午前9時～午後5時（平日のみ））

連絡先 075-708-7880

（参考URL）

京都府新型コロナウイルス感染症に係る緊急情報ページ>「新型コロナウイルス緊急包括支援事業（慰労金・支援金）について（令和2年8月21日）」

上記1の支援金：<https://www.pref.kyoto.jp/iryu/news/corona-shienkin.html>

上記2の慰労金：<https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/news/corona-irokin.html>